

放射性物質が含まれる下水汚泥について

1 県の流域下水道から生じる汚泥について

◆県では6箇所の流域下水道の処理場を運転・管理しており、現在は1日あたり平均約104トンの下水汚泥を処理している。

(県央 83 トン、奥利根 7 トン、桐生 7 トン、西邑楽 4 トン、利根備前島 1.5 トン、佐波 1 トン)

◆このうち、5月2日より6月16日までに生じた放射性物質を含む下水汚泥 3,800 トンは、セメント工場などが受入を中止したため、肥料(2,300 トン)及び緑化資材(1,500 トン)に製品化して保管している。

肥料については利用基準は満たしているが、風評被害等を懸念した農家等に販売できなかった。緑化資材については利用基準を超過していたため、利用できなかった。

◆6月17日以降の汚泥処分については、国の利用基準が示され、放射性物質の濃度も下がったことから、従来手法による処理サイクルで処分を継続している。

(現状：セメント工場 50 トン、スラグ工場 15 トン、肥料工場 33 トン、緑化資材工場 6 トン)

◆9月補正では年度内に発生が見込まれた 5,800 トンの汚泥について、県外の管理型最終処分場での焼却・埋立処分を想定して予算化したところである。(5億7500万円)

2 今後の対応及び処分の見込み

◆肥料工場で保管中の汚泥(2,300 トン)の扱い

- ・肥料として利用されなかったことから、県が処分を行うこととし、セメント原料として再利用できるようセメント工場と契約を結んだところである。
- ・処分終了は24年の5月中旬を予定している。

◆緑化資材工場で保管中の汚泥(1,500 トン)の扱い

- ・緑化資材としては利用できない放射性物質濃度であるため、県が処分を行うこととし、再利用(スラグ化)できる再資源化業者と契約を結んだところである。
- ・処分終了は24年10月を予定している。

	予算(9月補正)		実施予定(2月補正後)		備考
	数量(トン)	合計額	数量(トン)	合計額	
肥料化した汚泥	2,177	261百万円	2,300	66百万円	焼却埋立 →セメント原料化
緑化資材化した汚泥	3,679	303百万円	1,500	195百万円	焼却埋立 →スラグ化(2箇所)
その他経費 (分析費・容器代等)	1式	11百万円	1式	19百万円	分析回数増加 備品等の購入
合計		575百万円		280百万円	

3 東京電力に対する損害賠償請求について

◆東京電力本社に対して、12月に本請求の前段である事前協議申し出を行った。事前協議の内訳は、平成23年11月末までに確定した検査費用等で、総額は約20,000千円である。

◆東京電力では、損害賠償に係る補償基準を2月に決定するとしているため、その内容を吟味すると共に、費用が発生した時点で請求を行っていく予定である。

資料 2

東日本大震災により被災した児童生徒の学校における受入れ状況について

教育委員会義務教育課、高校教育課

平成24年2月1日調査

	小 学 校							中 学 校				合 計 (小中)
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小 計	1年	2年	3年	小 計	
前 橋	4	5	3	7	4	2	25	4	1	3	8	33
伊 勢 崎	1	5	2	2	5	2	17	1	1	1	3	20
渋 川								1			1	1
榛 東												
吉 岡				1		1	2					2
玉 村												
高 崎	5	6	4	7	1	2	25	3	1		4	29
藤 岡		1	2			1	4	1	1		2	6
富 岡		1					1		1		1	2
安 中	2	1				1	4					4
上 野												
神 流												
下 仁 田												
南 牧												
甘 楽	1			1		1	3		1		1	4
中 之 条									1	1	2	2
長 野 原												
嬬 恋												
草 津												
高 山												
東 吾 妻	2	1	2	1		2	8	2	1		3	11
沼 田			4	1	3	3	11	1	3		4	15
片 品 場			1	2	1	1	5	1	1	1	3	8
川 場		2	1		2		5					5
みなかみ	1		1		1		3					3
昭 和												
桐 生	2		3		1		6					6
太 田	1	7	5	4	6	5	28	2	5	4	11	39
館 林		5	2	2	6	2	17	2	1	3	6	23
み どり		1		1	2	1	5	1	2		3	8
板 倉												
明 和	2	1		1		1	5					5
千 代 田			1		1		2					2
大 泉	2	1					3		1		1	4
邑 楽	1						1					1
合 計	24	37	31	30	33	25	180	19	21	13	53	233
(12/1)	24	39	27	28	34	24	176	23	22	12	57	233
(9/1)	25	40	27	29	33	24	178	24	22	11	57	235
(7/1)	31	38	31	30	35	30	195	24	25	12	61	256
(5/1)	31	42	32	33	39	32	209	30	26	17	73	282
(4/8)	31	39	31	31	36	30	198	26	27	18	71	269

公立高等学校	1年	2年	3年	合計
	8	11	5	24
(12/1)	9	11	5	25
(9/1)	10	13	5	28
(7/1)	12	12	7	31
(5/1)	12	12	8	32
(4/8)	7	7	2	16

特別支援学校	小6年	中1年	中2年	高2年	合計
			1		1
(12/1)			1		1
(9/1)			1		1
(7/1)			1		1
(5/1)	1	1		1	3
(4/8)	1	1		1	3

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の学校における受入れ状況 について(私立学校)

平成24年3月1日現在
学事法制課調べ

1 私立全日制高等学校

総学校数	受入校数	受入者数			計	前住所
		1年	2年	3年		
13	1		1		1	福島県

2 私立中学校

総学校数	受入者数
6	0

3 私立小学校

総学校数	受入者数
1	0

4 私立特別支援学校(高等部)

総学校数	受入校数
1	0

5 私立幼稚園

総園数	受入園数	受入者数			計
		3歳	4歳	5歳	
124	24	11	9	12	32

前住所	福島県	宮城県	栃木県
	10	9	9
			2
	1		1
			2

学校における放射線量の測定について

教育委員会スポーツ健康課

1. 学校の校庭の定点測定について

各教育事務所ごとに小学校1校（計5校）の校庭について、継続して放射線量の測定を行っている。

平成23年5月27日から平成24年2月28日まで73回測定し公表した。

【 測定地点：地上 50 c m、 単位：マイクロヘルツ/h 】

学 校 名	測定結果の範囲	平 均
前橋市立細井小学校	0.076 ~ 0.118	0.087
高崎市立北小学校	0.035 ~ 0.068	0.046
中之条町立中之条小学校	0.088 ~ 0.186	0.109
沼田市立川田小学校	0.115 ~ 0.215	0.144
太田市立宝泉東小学校	0.057 ~ 0.114	0.071

学校給食用食材の放射能検査機器の設置・活用について

スポーツ健康課

1 目的・趣旨

平成23年度国の第3次補正予算による文部科学省の新規補助事業である「学校給食検査設備整備費補助金」を活用し、学校給食用食材の放射能検査機器を各教育事務所単位で5台設置する。

市町村等が、給食で使用される食材の事前検査を行うことにより、保護者等に学校給食に対する理解や安心をもたらし、もって学校給食の一層の安全・安心の確保やその円滑な実施を図る。

2 購入する放射能検査機器

平成24年4月1日に改正される予定である食品衛生法第11条第1項に基づく食品中の放射性物質に関する新たな基準値に対応し、厚生労働省が定める「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準じた検査が実施できる機器。

3 予算措置

平成23年度予備費（12,023千円）（国庫1/2補助）

※予備費対応の理由・・・検査機器の需要が多く納品に時間を要するため、できる限り早く検査を開始できるように予備費対応とした。

4 検査機器の設置予定箇所

5教育事務所（各事務所1台）

5 検査機器の運用方法及び開始予定

学校給食用食材の検査を希望する市町村等は、検体（調理前の学校給食用食材）を機器設置箇所に持ち込み、自ら検査を行う。

検査日程等は、市町村等の希望を考慮したうえで、県が調整し、平成24年度から実施する予定である。

6 検査結果の公表

検体を持ち込み検査を行った市町村等がホームページ等で公表することとする。

学校給食モニタリング事業について

スポーツ健康課

1 目的・趣旨

平成24年度国の当初予算による文部科学省の新規委託事業である「学校給食モニタリング事業」を活用し、学校給食を検査機関に依頼し検査する。

児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食一食全体について、提供後に検査を行い、放射性物質の有無や量について継続して把握する。

2 予算措置

平成24年度当初予算（1,848千円）（国庫10/10委託事業）

3 検査方法

市町村から希望をとり実施校（調理場）を選定し、学校給食1週間分をまとめて検査機関に依頼し、ゲルマニウム半導体検出器による高精度の検査を継続的に実施する予定である。

4 検査結果の公表

検査結果は該当市町村に送付するとともに、群馬県ホームページで公表する。

平成 23 年 3 月 14 日 (水)

観光局観光物産課

原発事故に伴う観光業の風評被害に係る賠償請求状況について

原子力発電所事故に伴う観光業の風評被害については、東京電力が昨年 10 月 26 日に賠償金額の算定基準を見直しを行ったことから、以降、請求が本格化している。

■経緯

- 9月21日 東京電力が観光業の風評被害について賠償額算定基準などを発表
 ①一律20%の控除あり、②3月から8月までの6ヶ月間通算で算出
- 9月29日 県から東京電力あて要望書を提出
 ①20%控除の根拠の明示すること、②通算でなく各月毎の算出とすること
- 10月26日 東京電力が、基準の改正について発表（以下の2つから選択）
 ①3～5月の控除を20%、6～8月は0%とする（3ヶ月毎の通算で算出）
 ②3～8月の控除を一律10%とする（6ヶ月の通算で算出）
 ※事業者はどちらか有利な方を選択できる。

■東京電力の対応

- ・専用のコールセンターを設けて被害者からの問い合わせに応じている。

■県による観光事業者への支援

- ・説明会 昨年9月に、県庁及び5県民局単位で観光事業者向けの説明会を実施
- ・相談窓口 県庁観光物産課及び県内の各商工会、商工会連合会、商工会議所
 (相談内容) 宿泊業、飲食業、サービス業(写真業、エステ、コンパニオン)など多岐に渡る事業者から、売上げの減少が賠償対象になるのか、請求の手続き方法はどうか等の相談が寄せられている。相談件数は370件(2/22現在)
- ・周知 市町村や各地の観光協会をはじめ、旅館ホテル生活衛生同業組合、旅行業協会、バス協会など、およそ風評被害の対象となりうる業界には説明会・窓口設置の案内を出し、HPでも周知を図っている。

■群馬県における賠償請求の状況

(2月29日現在)

	請求書配布数		請求数		支払数	
		内旅館・ホテル		内旅館・ホテル		内旅館・ホテル
11月末まで	417	210	97	49	0	0
12月	235	96	175	89	42	26
1月	128	53	134	68	68	34
2月	180	100	162	85	74	36
累計	960	459	568	291	184	96

※ 旅館・ホテルの内数は概数